

## 条文の理念読み解こう

木村草太・首都大学准教授（憲法学）

朝日新聞 15(H27).11.4

(文中の太字は引用者による。)

確かに憲法9条だけを読めば、自衛隊の存在は違憲と映るでしょう。ただ、憲法13条は、国民の生命や自由、幸福追求の権利を尊重するように定めています。**国民の平和な生活を守るために、国の安全を確保する責任が政府にある**と読めます。

**つまり、必要最低限の個別的自衛権の行使は例外的に認められ、そのための組織である自衛隊の存在は合憲であると解釈できるのです。**

9条は究極的には、非武装を目指していると思います。ただ**絶対非武装ではなく、非武装を選択できる国際社会の実現を求めている**のです。

(引用者：投書した高校生に向けて) せっかく憲法に興味を持ったのですから、日本国憲法全文を読んでほしい。そして、**条文の文言を読むだけでなく、条文が実現しようとする理念を読み解いてほしい**と思います。